亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第18号

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則(平成30年亀山市規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及 び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)に ついては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該 改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
(課 <u>、室</u> 及びグループの事務分掌)	(課及びグループの事務分掌)	
第3条 課、室及びグループの事務分掌	第3条 課及びグループの事務分掌は、	
は、別表のとおりとする。	別表のとおりとする。	
(職制)	(職制)	
第4条 [略]	第4条 [略]	
[2~4 略]	[2~4 略]	
<u>5</u> 室に室長を置く。	[項を加える。]	
<u>6</u> [略]	5 [略]	
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]	
<u>8</u> [略]	<u>7</u> [略]	
(直近上級職位)	(直近上級職位)	
第5条 次の表の左欄に掲げる職にある	第5条 次の表の左欄に掲げる職にある	
者について直近上級の職にある者は、	者について直近上級の職にある者は、	
それぞれ同表右欄に掲げる職にある者	それぞれ同表右欄に掲げる職にある者	

とする。

[略]	[略]
課長 <u>室長</u> 工	理事 部長 次長
事検査監 設計	支所長 危機管
審査監	理監 参事
副参事 グルー	課長 <u>室長</u> 工事
プリーダー 主	検査監 設計審査
幹 主任主査	監
主査 主任主事	
主任技師 主	
事 技師	

[2 略]

(室長の共通職務)

- 第14条 室長は、部長、次長及び支所 長の指揮監督を受け、おおむね次の職 務を行う。
- (1) 部等の事務執行計画に参画すると ともに、室の分掌事務の執行計画を 樹立し、これを実施するため所属職 員を指揮監督すること。
- (2) 部長、次長及び支所長に対し、分 掌事務に関する報告又は意見を具申 すること。
- (3)室の事務の管理及び改善を行うこと。

(副参事の職務)

第15条 [略]

(グループリーダーの職務)

第16条 [略]

(主幹、主任主査、主査、主任主事、 主任技師、主事及び技師の職務)

第17条 [略]

とする。

[略]	[略]
課長 工事検査	理事 部長 次長
監 設計審査監	支所長 危機管
	理監 参事
副参事 グルー	課長 工事検査監
プリーダー 主	設計審査監
幹 主任主査	
主査 主任主事	
主任技師 主	
事 技師	

「2 略]

「条を加える。〕

(副参事の職務)

第14条 [略]

(グループリーダーの職務)

第15条 [略]

(主幹、主任主査、主査、主任主事、 主任技師、主事及び技師の職務)

第16条 [略]

(組織の特例)	(組織の特例)
第18条 [略]	第17条 [略]
(その他)	(その他)
第19条 [略]	第18条 [略]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

第2条の見出し中「課」の次に「、室」を加え、同条第1項中「及び」の次に「室並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

部	課及び室	グループ
政策部	広報秘書課	広報グループ 秘書グループ
	政策推進課	政策調整グループ 交通政策グループ
	DX・行革推	
	進室	
総務財政部	総務課	法務統計グループ 人事給与グループ
	財務課	財政グループ 契約管財グループ
	税務課	市民税グループ 資産税グループ 収納対策グループ
市民文化部	まちづくり協	地域まちづくりグループ 市民協働グループ
	働課	
	市民課	医療年金グループ 国民健康保険グループ 戸籍住民グ
		ループ
	地域サービス	
	室	
	文化課	文化創造グループ まちなみ文化財グループ 人権・ダ
		イバーシティグループ
健康福祉部	健康政策課	健康都市推進グループ スポーツ推進グループ 健康づ
		くりグループ
	新型コロナウ	
	イルスワクチ	
	ン接種室	
	地域福祉課	福祉総務グループ 高齢者支援グループ 障がい者支援
		グループ
	子ども未来課	子ども総務グループ 子育てサポートグループ 子ども
		支援グループ 母子保健グループ
産業環境部	商工観光課	商工業振興グループ 観光・地域ブランドグループ
	農林振興課	農林政策グループ 農林施設グループ
	環境課	環境創造グループ 廃棄物対策グループ
建設部	建設管理課	管理グループ 道路保全グループ

	土木課	用地グループ 道路整備グループ 河川流域グループ
	都市整備課	都市計画グループ 亀山駅前整備グループ
	建築住宅課	住まい推進グループ 建築開発グループ
上下水道部	下水道課	下水道管理グループ 下水道工務グループ

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

容	課及び室	グループ	分掌事務
政策部	広報秘書	広報グルー	(1) 広報活動の企画及び連絡調整に関すること。
	課	プ	(2) 広報紙の発行に関すること。
			(3) ホームページに関すること。
			(4)映像による広報に関すること。
			(5) 広聴に関すること。
			(6) シティプロモーションに関すること。
			(7) 部及び課の庶務に関すること。
		秘書グルー	(1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
		プ	(2) 褒賞及び表彰に関すること。
			(3) 儀式に関すること。
			(4) 報道機関との連絡調整に関すること。
	政策推進	政策調整グ	(1)総合計画に関すること。
	課	ループ	(2) 重要施策及び重要事業の総合調整並びに行
			政評価に関すること。
			(3) 庁議及び経営会議に関すること。
			(4) 広域行政に関すること。
			(5)都市政策に関すること。
			(6) SDG s の推進に関すること。
			(7)移住定住の促進に関すること。
			(8) 特命事項の調査及び研究に関すること。
			(9) 総合教育会議に関すること。
			(10) 課の庶務に関すること。
		交通政策グ	(1) 地域公共交通に関すること。
		ループ	(2) 高速交通に関すること。
	DX·行		(1) 地域及び行政のデジタル技術の利活用に関
	革推進室		すること。
			(2) 行政情報システムの管理に関すること。
			(3) 電子行政情報資産のセキュリティに関する
			こと。
			(4) 社会保障・税番号制度の調整に関すること。
			(5) 行政改革に関すること。
総務財政	総務課	法務統計グ	(1) 市議会に関すること。

 	, _	(o) /
部	ループ	(2) 行政委員会及び監査委員との連絡調整に関すること。
		(3) 市の廃置分合及び境界変更に関すること。
		(4) 町又は字の名称及び区域に関すること。
		(5) 訴訟及び損害賠償に関すること。 (c) 14 to 15 に関わること。
		(6)地方分権に関すること。
		(7) 公平委員会に関すること。
		(8) 文書の収受、発送及び管理に関すること。
		(9) 文書の審査及び公文例に関すること。
		(10)公告式に関すること。
		(11)公印の総括管理に関すること。
		(12)例規集の編集に関すること。
		(13) 行政不服審査に関すること。
		(14) コンプライアンスに関すること。
		(15) 不当要求に関すること。
		(16) 統計調査に関すること。
		(17) 統計資料の収集及び統計に関する図書の
		刊行に関すること。
		(18) 部及び課の庶務に関すること。
	人事給与グ	(1)職員の定数及び配置に関すること。
	ループ	(2) 職員の任免、服務、賞罰その他身分に関す
		ること。
		(3)職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に
		関すること。
		(4)給与の計算及び支給に関すること。
		(5) 職員の研修に関すること。
		(6) 職員の安全、衛生その他福利厚生に関する
		こと。
		(7) 市町村職員共済組合に関すること。
		(8) 公務災害補償に関すること。
		(9)職員互助会に関すること。
		(10) 行政組織及び事務分掌に関すること。
		(11)特別職、委員等の報酬に関すること。
財務課	財政グルー	(1) 歳入歳出予算に関すること。
	プリスタルー	(1)
		(3) 地方交付税に関すること。
		, , = , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		(4) 財政状況の公表に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	±11.46.8811.18	(5) 課の庶務に関すること。
	癸約官財グ	(1)入札及び契約に関すること。

1	I		
		ループ	(2) 公有財産管理の総括に関すること。
			(3) 本庁舎の管理に関すること。
			(4) 庁用車両管理の総括に関すること。
			(5) 庁内の地球温暖化対策に関すること。
			(6) 物品(備品を除く。)の購入及び印刷物の
			発注に関すること(設計金額が30万円未満
			のものを除く。)。
			(7) 備品の購入に関すること。
			(8) 公文書の公開に関すること。
			(9) 個人情報の保護に関すること。
	税務課	市民税グル	(1) 市民税の賦課に関すること。
		ープ	(2) 市民税の納税証明等に関すること。
			(3) 市民税の減免に関すること。
			(4) 市民税の税制に関すること。
			(5)課の庶務に関すること。
		資産税グル	(1) 固定資産税の賦課に関すること。
		ープ	(2) 固定資産税の納税証明等に関すること。
			(3) 固定資産の評価、価格等の決定に関するこ
			٤.
			(4)固定資産税の減免に関すること。
			(5) 固定資産税の税制に関すること。
		収納対策グ	(1) 市税の徴収に関すること。
		ループ	(2) 市税の督促及び滞納処分に関すること。
			(3)納税の啓発に関すること。
			(4)使用料その他市の歳入の徴収に係る連絡調
			整に関すること。
			(5) 固定資産評価審査委員会に関すること。
市民文化	まちづく	地域まちづ	(1) 住民自治の振興に関すること。
部	り協働課	くりグルー	
HA) W119314/K	プ	(3) 亀山市関文化交流センターの管理運営に関
			すること。
			(4) 亀山市地区コミュニティセンター、亀山市
			関町北部ふれあい交流センター及び鈴鹿馬子
			明会館に関すること。
			(5) 部及び課の庶務に関すること。
		市民協働グ	(1) 市民相談に関すること。
		ループ	(1) 市民相談に関すること。 (2) 本庁内の案内に関すること。
		/V: - /	(2) 本月内の条内に関すること。 (3) 住居表示に関すること。
			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
			(4)自動車の臨時運行に関すること。

		(こ) 沙井 中江 ロッツ州 ゼ 切っ歩っ 甲 レッ ~ 1
		(5)消費生活及び消費者保護に関すること。
		(6) 市民参画協働事業の推進に関すること。
		(7) 市民活動に関すること。 (6) 名はままりはほしいより、 (6) 名はままりに関する
		(8) 亀山市市民協働センターの管理運営に関す
f		ること。
市民課	医療年金グ	(1) 国民年金に関すること。
	ループ	(2) 福祉医療費の助成に関すること。
		(3) 児童手当に関すること。
		(4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57
		年法律第80号)に基づく医療に関すること。
		(5) 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
		(6)後期高齢者医療の保険料の徴収に関するこ
		と。
		(7) 三重県後期高齢者医療広域連合との連絡調
		整に関すること。
		(8) 課の庶務に関すること。
	国民健康保	(1) 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関す
	険グループ	ること。
		(2) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関するこ
		と。
		(3) 国民健康保険の給付に関すること。
		(4) 国民健康保険運営協議会に関すること。
	戸籍住民グ	(1) 戸籍に関すること。
	ループ	(2) 成年被後見人、成年被保佐人、破産者及び
		犯罪者の名簿の管理に関すること。
		(3) 住民基本台帳に関すること。
		(4) 印鑑の登録及び証明に関すること。
		(5) 人口動態に関すること。
		(6) 相続税法(昭和25年法律第73号)第58
		条第1項の規定による通知に関すること。
		(7) 埋葬、改葬及び火葬の許可に関すること。
		(8) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付
		に関すること。
地域サー		(1)支所及び出張所の窓口業務に関すること。
ビス室		(2) 支所及び出張所の管理に関すること。
		(3) 支所及び出張所の所管区域内の事業に係る
		関係部局との連携に関すること。
		(4)支所及び出張所の所管区域内の道路の簡易
		な維持保全に関すること。
1	ı	

	文化課	文化創造グ	(1) 文化芸術の推進に関すること。
		ループ	(2) 文化関係事業の計画及び実施に関すること。
			(3) 文化芸術活動団体に関すること。
			(4) 亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニテ
			ィセンターに関すること。
			(5) 亀山市地域社会振興会との連絡調整に関す
			ること。
			(6) 課の庶務に関すること。
		まちなみ文	(1) 文化財の保護に関すること。
		化財グルー	(2) 伝統的建造物群保存地区の保存に関するこ
		プ	٤.
			(3) 文化財の調査研究及び資料収集に関するこ
			と。
			(4) 文化財の情報発信に関すること。
			(5) まちなみ保存事業の推進に関すること。
		人権・ダイ	(1)人権に関すること。
		バーシティ	(2) 男女共同参画の調査、研究及び対策の推進
		グループ	に関すること。
			(3) 多文化共生に関すること。
健康福祉	健康政策	健康都市推	(1)健康都市施策推進に関すること。
部	課	進グループ	(2) 健康・医療推進関係の計画及び実施に関す
			ること。
			(3)健康都市連合に関すること。
			(4) 部及び課の庶務に関すること。
		スポーツ推	(1) スポーツ及びレクリエーションの推進に関
		進グループ	すること。
			(2) スポーツ推進委員に関すること。
			(3) スポーツ関係事業の計画及び実施に関する
			こと。
			(4) 学校体育施設の開放に関すること。
			(5) スポーツ及びレクリエーション団体に関す
			ること。
			(6) 亀山市運動施設等、亀山市関総合スポーツ
			公園多目的グラウンド及び亀山市関B&G海
			洋センターに関すること。
		健康づくり	(1)健康増進法(平成14年法律第103号)
		グループ	に基づく健康増進事業に関すること。
			(2)健康づくりの推進に関すること。
			(3) 感染症の予防に関すること。

	1	(4)地域医療に関すること。
		(5) 献血推進に関すること。
新型コロ		(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の
オタイル		
' ' '		確保に関すること。
スワクチ		(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する
ン接種室	I→ I I / N →	
地域福祉	福祉総務グ	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)
課	ループ	に基づく保護に関すること。
		(2) 民生委員及び児童委員に関すること。
		(3) 亀山市社会福祉協議会との連絡調整に関す
		ること。
		(4) 戦傷病者、戦没者遺族、軍人軍属であった
		者等の援護に関すること。
		(5) 災害救助等に関すること。
		(6) 行旅病人、行旅死亡人、浮浪人等に関する
		こと。
		(7) 亀山市総合保健福祉センターの管理運営に
		関すること。
		(8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
		永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
		の自立の支援に関する法律(平成6年法律第
		30号)に基づく支援に関すること。
		(9) 社会福祉法人の認可及び指導監査に関する
		ت المارية
		(10)地域福祉に関すること。
		(11)生活困窮者自立支援法(平成25年法律
		第105号)に基づく支援に関すること。
		(12) 日本赤十字社に関すること。
		(13) 保護司に関すること。
		(14) 課の庶務に関すること。
	高齢者支援	(1) 高齢者の福祉に関すること。
	同断名又版 グループ	
		(2)鈴鹿亀山地区広域連合との介護保険に係る
		委託事業及び連絡調整に関すること。
		(3) 亀山市シルバー人材センターとの連絡調整
		に関すること。
		(4) 亀山市老人福祉関センターの管理運営に関
	Hala No. 11 1	すること。
	' ' '	(1)身体障がい者(児を含む。)の福祉に関す
	接グループ	ること。

		(2) 知的障がい者(児を含む。)の福祉に関す
		ること。
		(3) 精神障がい者(児を含む。)の福祉に関す
		ること。
		(4) 難病患者等の福祉に関すること。
子ども未	子ども総務	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
来課	グループ	に基づく児童の福祉(助産施設及び母子生活
		支援施設への入所並びに要支援児童等に関す
		ることを除く。)に関すること。
		(2)子ども・子育て支援法(平成24年法律第
		65号)第20条及び第30条の5に規定す
		る認定等を行うこと。
		(3)子ども・子育て支援法第27条から第30
		条まで及び第30条の11に規定する支給を
		行うこと。
		(4)保育所、認定こども園及び亀山市待機児童
		館の管理運営に関すること。
		(5)保育所及び認定こども園の予算の調整及び
		執行に関すること。
		(6) 亀山市教育委員会の権限に属する事務の補
		助執行に関する規則(平成22年亀山市教育
		委員会規則第1号)第2条の表に掲げる事務
		のうち市立幼稚園に関すること。
	フカイルピ	(7) 課の庶務に関すること。
	子育てサポ	
	プ	(2) 児童扶養手当に関すること。 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39)
		年法律第129号)に基づく母子家庭及び父
		子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。
		(4) 放課後児童クラブに関すること。
		(5) 子育て支援センター及び亀山児童センター
		の管理運営に関すること。
	子ども支援	(1)子ども及び女性の相談及び支援に関するこ
	グループ	(1) 12 も及い女性の特談及い文版に関すること。
		(2) 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活
		支援施設への入所並びに要支援児童等に関す
		ること。
		(3) 福祉、教育、保健及び医療との連携に関す
		ること。
1	1	2 - 20

			(4) 育児環境並びに保育制度及び教育制度の
			実のための情報提供、啓発及び研修活動に
			すること。
		母子保健グ	
		ループ	(2) こどもの健診に関すること。
産業環境 部	商工観光 課	商工業振興 グループ	(1) 商工業の振興及び商工業関係団体に関すこと。
ΗΡ	H/K		(2)企業の誘致及び立地に関すること。
			(3)企業支援に関すること。
			(4) 中小企業の振興に関すること。
			(5) 雇用促進に関すること。
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			(6) 勤労者福祉及び労働関係団体に関するこ
			(7) 亀山市勤労文化会館に関すること。
			(8)鉱業法(昭和25年法律第289号)に
			すること。
			(9)計量に関すること。
		Falt I. L. L. I. I. D.	(10) 部及び課の庶務に関すること。
		観光・地域	· / // // // / / / / / / / / / / / / /
		ブランドグ	
		ループ	(3) 亀山市観光協会との連絡調整に関するこ
			(4)物産の振興に関すること。
	農林振興	農林政策グ	(1)農用地利用集積計画に関すること。
	課	ループ	(2) 三重県農業共済組合との連絡調整に関す
			こと。
			(3)農業の振興及び関係諸団体の育成に関す
			こと。
			(4) 畜産の振興及び畜産に係る環境整備に関
			ること。
			(5) 植物防疫に関すること。
			(6)農業振興地域の整備に関すること。
			(7) 山村振興に関すること。
			(8)農業経営の支援に関すること。
			(9)森林整備計画に関すること。
			(10) 林業の振興及び関係諸団体の育成に関
			ること。
			(11)森林の環境保全に関すること。
			(12) 課の庶務に関すること。
		農林施設グ	(1) 野生動植物の保護及び増殖に関すること。
	1	į l	

			止に関すること。 (3)土地改良に関すること。
			(3) 土地以及に関すること。 (4) 法定外公共物(建設部の所掌に属するもの
			を除く。)の財産管理及び維持修繕に関する
			こと。
			(5) 林業の施設に関すること。
			(6) 治山に関すること。
			(7) 亀山市林業総合センター及び亀山森林公園
			の管理運営に関すること。
	環境課	環境創造グ	(1)環境保全対策の計画の策定及び調整に関す
		ループ	ること。
			(2)公害防止に係る規制及び指導に関すること。 (3)環境保全に係る監視、調査、対策及び啓発
			指導に関すること。 お導に関すること。
			(4)大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振
			動及び悪臭に関すること。
			(5) 生活環境(畜犬登録、害虫駆除、空き地対
			策等)に関すること。
			(6) 亀山里山公園の管理運営に関すること。
			(7)墓地、納骨堂及び火葬場に関すること。
			(8) 亀山市斎場の管理運営に関すること。
			(9)地球温暖化に関すること。
			(10) 再生可能エネルギーに関すること。
			(11)生物多様性に関すること。
		安安州中安	(12) 課の庶務に関すること。 (1) 免止古総合理辞センク、及び免し古祭出の
		廃棄物対策	(1) 亀山市総合環境センター及び亀山市衛生公 苑の管理運営に関すること。
			(2) 廃棄物処理施設の整備計画及び建設に関す
			ること。
			(3) 廃棄物処理施設の使用許可及び使用料の徴
			収に関すること。
			(4) 一般廃棄物の収集及び処理並びに一般廃棄
			物処理手数料の徴収に関すること。
			(5) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関す
			ること。
			(6) 廃棄物の減量化及びリサイクルに関するこ
建 型工业17	建	答冊 ガュニ	(7) 廃棄物の不法投棄対策に関すること。
建設部	建設管理	官理グルー	(1) 道路の認定、変更及び廃止に関すること。

課	道路保全グループ	 (2) 道路の土木施設の財産管理に関すること。 (3) 法定外公共物(産業環境部及び土木課の所掌に属するものを除く。)の財産管理に関すること。 (4) 狭あい道路後退用地整備に関すること。 (5) 部及び課の庶務に関すること。 (1) 道路等の土木施設の維持修繕に関すること。 (2) 交通安全施設の整備に関すること。 (3) 道路施設災害復旧事業に関すること。 (4) 法定外公共物(産業環境部及び土木課の所掌に属するものを除く。)の維持修繕に関すること。 (5) 道路区域内ポケットパークの維持修繕に関
土木課	用地グループ	すること。(1) 用地買収に関すること。(2) 地籍調査に関すること。
		(3) 土地開発公社に関すること。
		(4)公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47
		年法律第66号)に関すること。 (5)課の庶務に関すること。
	道路整備グ	(1) 道路の土木施設の新設及び改良に関するこ
	ループ	٤.
		(2) 砂防及び急傾斜地に関すること。
		(3) 国又は県が実施する道路河川事業等の推進
		及び調整に関すること。
		(4)技術職員の配属されない部の土木工事に係る工事の設計、施工、技術援助等に関するこ
		る工事の成可、旭工、汶州援助寺に関すること。
	河川流域グ	(1)河川の認定、変更及び廃止に関すること。
	ループ	(2) 河川及び雨水排水の土木施設の財産管理及
		び維持修繕と整備に関すること。
		(3) 法定外公共物(産業環境部及び建設管理課
		の所掌に属するものを除く。)の財産管理及 び維持管理に関すること。
		(4)治水事業に関すること。
		(5) 河川施設災害復旧事業に関すること。
		(6) 調整池の維持修繕に関すること。
都市整備	都市計画グ	(1)都市計画の決定に関すること。
課	ループ	(2)都市計画施設等の区域内における建築の許

	1		
			可等に関すること。
			(3)都市計画事業の計画に関すること。
			(4) 土地区画整理事業の計画に関すること。
			(5) 景観法(平成16年法律第110号)に関
			すること。
			(6) 屋外広告物に関すること。
			(7)都市公園・緑地の土木施設の財産管理及び
			維持修繕と整備に関すること。
			(8) 課の庶務に関すること。
		亀山駅前整	(1) 亀山駅前整備に係る計画策定、設計及び工
		備グループ	事に関すること。
			(2) 亀山駅前整備に係る関係機関との調整に関
			すること。
	建築住宅	住まい推進	(1) 市有建築物に係る工事の設計、施工及び技
	課	グループ	術援助、営繕等に関すること。
			(2) 市営住宅に関すること。
			(3) がけ地近接危険住宅移転事業及び住宅の耐
			震化対策等住宅施策に関すること。
			(4) 空き地及び空き家の対策の調整に関するこ
			と。
			(5)課の庶務に関すること。
		建築開発グ	(1)限定特定行政庁としての事務に関すること。
		ループ	(2) 建築協定に関すること。
			(3) 開発行為に関すること。
			(4) 国土利用計画法に基づく土地取引の届出等
			(4) 国工利用計画伝に基づく工地取りの油山寺 に関すること。
			(5) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)
			(/ 12011/1000
			に基づく優良宅地及び優良住宅の認定事務に
1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	L.\\\-		関すること。
上下水道	下水道課	下水道管理	(1)流域下水道事業との調整に関すること。
部		グループ	(2)下水道の普及及び推進に関すること。
			(3) 排水設備工事指定業者に関すること。
			(4)下水道の使用料並びに受益者負担金及び分
			担金に関すること。
			(5) 水洗便所等改造資金融資あっせんに関する
			こと。
			(6) 下水道事業の予算及び決算に関すること。
			(7)下水道事業の出納その他の会計事務に関す
			ること。

		(8) 下水道事業の資産の取得、管理及び処分に関すること。 (9) 下水道事業の物品の購入契約その他契約に関すること。 (10) 下水道事業の起債及び一時借入金に関すること。 (11) 浄化槽の補助金に関すること。
	下水道工務	(12) 課の庶務に関すること。 (1) 公共下水道事業の計画及び実施に関するこ
	グループ	(1) 五六十八旦事業が計画及び 天旭に関すること。
		(2) 農業集落排水事業の計画及び実施に関する
		こと。
		(3) 公共下水道施設の維持管理に関すること。
		(4) 農業集落排水施設の維持管理に関すること。
		(5) 排水設備の設置に関すること。
防災安全	防災安全グ	(1) 防災に関すること。
課	ループ	(2) 国民保護に関すること。
		(3) 自衛官の募集に関すること。
		(4) 交通安全の啓発に関すること。
		(5) 防犯に関すること。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。